

2019年度の主な事業報告

社会福祉法人 藤聖母園

社会福祉事業

法人本部

2019年度を顧みますと様々な出来事があった一年で今更のように思い出されます。気の付いたままに出来事を拾い集めてみると、実に多岐にわたる次のような内容となりました。

はじめに①天皇陛下の生前退位があり、これに続いて新天皇の即位により新年号が「令和」となり、30年余の「平成」に幕を下ろすことになりました。

次に②テニスで四大大会の一つである全豪オープンの女子シングルスでアジア選手として男女初の世界ランキング1位となった大坂なおみさんの活躍が注目を集めました。次に③日本の商業捕鯨が31年ぶりに再開されたことでした。日本の食文化と伝統を閉ざさない意味において良かったのではと思っております。次に④京都アニメーションが放火され、36名の犠牲者を出したことは決して許せない痛ましい事件でした。次に⑤ラグビーW杯日本大会が開幕し、世界の強豪国が予想もしなかった日本が8位の快挙を成し遂げたことで多くの国民が熱狂しました。次に⑥消費税が8%から10%に引き上げられ、生計のやり繰りが大変になりました。次に⑦リチウムイオン電池を開発した吉野彰氏がノーベル化学賞を授与され、国民として誇らしく思いました。

次に⑧中曽根康弘氏が101歳で死去。国鉄民営化や日米関係強化に尽力されました。最後に⑨新型コロナウイルスによる肺炎流行により国内外で医療、教育、経済、国民生活などの面で大混乱を引き起こし、社会福祉事業運営にも大きな暗い影を落としました。このように厳しく、辛い社会情勢の中にあっても当法人としてはこれに耐える忍耐力と知恵を蓄積して置かなければならない。こうした視点から理事長講話による各施設・事業所の巡回、また法人研修の強化などにも力を注いできました。

さらに健全な事業運営の推進を図るため収支のバランスの均衡などに注視しながら事業の新設・継続や事業の休止・廃止を含め検討し、実施に移してきました。

その主な成果としては次のような事項が挙げられます。

- ①藤放課後児童会の事業を建物の老朽化などにより2019年度限りで廃止する手続きをしたこと。
- ②ヘルパーステーション藤の資格職員配置困難のため休止の手続きをしたこと。
- ③弘前大清水希望の家短期入所が今後赤字見込みのため休止の手続きをしたこと。
- ④藤児童発達支援センターくれよんはうすの指定申請・認可申請ができたこと。

- ⑤児童養護施設の人材確保及び早期退職者の防止策に備えるため、給与上の優遇策を講ずることにしたことなど。

児童養護施設 藤聖母園

児童養護施設は様々な理由により保護者がいない、保護者の適切な養育を受けられない子を養護し、自立のための援助を行う施設です。

児童養護施設藤聖母園はキリストの教えに基づいた愛の精神で、入所児童一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、児童と職員との信頼関係を基礎に、共同生活の中に家庭の機能を最大限に発揮して養育にあたりると共に、その自己実現に向けて援助しています。キリストの愛に応えて、ホームごとの目標に向かって個別的、集団的に、その時々々の行動を通して養育しています。

- 児童養護施設と地域小規模養護施設 6 名を含めた定員 51 名。2019 年度当初は入所児童が 44 名でスタートしました。通常のホーム（男女各 1）は、2 ユニットに対し職員 4 名と宿直専門員 1 名を配置しています。小規模グループケア（男女各 1）と地域小規模児童養護施設は、それぞれ職員 3 名と宿直専門員 1 名。職員の配置については、配置基準（児童 4 人に対し職員 1 名）を超える職員を配置しました。幼児ホームは、昨年度入所児童は 0 名であったこと、家庭引取りにより幼児が 1 名となったことから、通常ホームに入れて養育しました。年度中の入・退所状況は入所児童が 5 人、退所児童が 9 人でした。
- 『新しい社会的養育ビジョン』として国が推進している児童養護施設の小規模かつ地域分散化にかかわる藤聖母園の推進計画を作成しました。2020 年度第二小規模児童養護施設開設するにあたっては、男子ラサールホームを移動することとし、本体施設内の小規模グループケアで、食事作りを実施し家庭な雰囲気の中で食育を実施しました。冬休みや夏休みなどには、子どもたちも地域のスーパーへ買い物に行き、各ホームでメニューを子どもたちと考えるなど地域へ出る準備と訓練を実施しました。
- 学習指導員による学習指導や学習塾の活用により学習強化を図り、受検生は全員公立高校に合格できました。
- 今年度から「青森県社会的養護自立支援事業」を行うこととなり、弘前愛成園が担当施設になったため、自立支援員の野呂相談員から青森県社会的養護自立支援事業の事業内容などについて講話を受けました。
- 施設の整備として児童ユニットホームにエアコンの設置工事实施、過ごしやすい環境を整えました。また 第二地域小規模児童養護施設開設にあたり 2020 年 4 月から生活できるよう内装工事を実施しました。
- 2019 年度の主な行事

- 4月・地域交流お花見会
- 5月・ホームピクニック・母の日の集い
- 6月・父の日の集い
- 7月・県養スポーツ交流会・大掃除（～8月）・職場見学
- 8月・ねぶた招待・男子部キャンプ・女子部研修センター宿泊
- 9月・奥内児童館交流会・県養野球交流会・焼肉協会ご馳走
- 10月・共同募金・マリア祭・自治会ボウリング・浅虫水族館見学・藤聖母園運動会
- 11月・調理実習・おでん協会ご馳走
- 12月・三沢米軍基地によるクリスマス会・地域交流クリスマス会・小巾亭そばご馳走
 - ・サンタニコラオのお祝い
 - ・自治会クリスマス会・年末感謝の集いと夕食会
 - ・大掃除
- 1月・年始の挨拶の集い・韓国旅行（県事業、2名）
- 2月・自治会スケート
- 3月・卒業卒園感謝の集い・記念撮影・感謝とスタートの集い・大掃除

藤放課後児童会

放課後児童会健全育成事業として、青森市から委託された藤放課後児童会では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びを主とする集団活動を通じ、児童の健全育成を図っています。

2019年度は、50人の児童が入会し、5人の指導員が子どもの支援を行いました。利用状況としては、月曜日～金曜日の平日の年間開設日数は244日（月平均20日）、1日平均30人の児童が、下校から平日・長期休日18：30まで指導員の支援のもと、自由学習や遊びの活動をしました。また土曜日の年間開設日数は47日、1日平均8人、1ヶ月平均40人の児童が活動しています。

放課後児童会における活動内容 放課後児童会における活動内容

- ①児童の健康管理、安全確保、情緒の安定
- ②遊びの活動への意欲と態度の形成
- ③遊びをとおしての自主性、社会性及び創造性の向上
- ④児童の遊びの状況把握及び家庭への連絡
- ⑤その他、児童の健全育成上必要な支援

当年度実施した主な活動内容としては、

- ・Ⅰ期（4～5月） 1年生を迎える会・鯉のぼり製作・春の避難訓練（火災）
- ・Ⅱ期（6～8月） 金魚ねぶた製作・夏の避難訓練（地震・不審者対応）
- ・Ⅲ期（9～12月） クリスマス製作・絵本の読み聞かせ・秋の避難訓練（風水害）

- ・IV期（1～3月） 防災訓練（水消火器使用）
- ・夏休み ひな祭り製作・お別れ会・冬の避難訓練（地震、火災）
- ・冬休み 夏祭り 7月30日（月） くじ、輪投げなどを実施
手作りおもちゃ遊び、ドッジボール大会など実施
読み聞かせ、クリスマス会、正月遊び（こま、かるた）、製作活動
（クリスマス製作、プラバン等）、毛糸遊びなど行いました。

(2019年度をもって藤放課後児童会を閉鎖)

幼保連携型認定こども園 青森藤こども園

本園は、キリスト教の愛に基づいて、乳幼児の健全な心身の発達を助長し、教育・保育を一体的に行うことを理念に掲げています。

- 定員 1号認定子ども45名 2号認定子ども42名 3号認定子ども38名
- 開所時間 7時、閉所時間 20時（延長時間 18:00～20:00）
- 求める子ども像 「思いやりがあり 明るく元気に遊ぶ子」
- 重点目標 「すすんでいろいろな活動に参加できる環境作り」
- 園の特色ある教育・保育
 - ・健康な心身を育て、人を愛し自分も調和のとれた安定した人として、安全な生活を創造する力を培います。
 - ・環境を通して、好奇心や探究心を高め、生活に取り入れていく力を養います。
 - ・教育の環境に、モンテッソーリ教具の日常生活・感覚教育・言語教育・数の教育・文化の教育を配置し、豊かな感性・知識・表現する力を養います。
 - ・英語指導、音楽指導、体育指導、美術指導を年齢に合わせて実施する特色ある教育・保育を展開します。
 - ・お泊まり会（年長組）、りんご狩り、スケート教室、芋掘り、地域の方とのふれあい交流等、豊かな心を育む園外活動を実施します。
- 主な事業：延長保育事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業、障がい児円滑化事業、一時預かり事業（幼稚園型・一般型）
- 子育て支援：未就園児童の保護者を対象とした子育て支援「ピッコロクラブ」の実施

弘前大清水保育園

当保育園はキリスト教精神に基づいた児童福祉施設として、人を大切にして互いに尊敬し合い、優しい誠実な人として伸びやかに成長するよう援助します。また、くつろいだ雰囲気

の中で様々な経験を大切にしながら個性を伸ばし、豊かな人間性の基礎を培っていくよう努めます。

定員は60名。2020年3月31日の現員は58名でした。

当園は豊かな自然に恵まれ、毎日、綺麗な草花に触れながら小鳥や虫たちと戯れています。また、施設の体制としては、原則縦割り保育を実施しています。上の子が下の子のお手伝いをし、下の子は上の子の行動を見て色々なことを学びます。また、敷地内の特別養護老人ホームや障がい児施設との定期交流を実施し、沢山のひとと接することが出来る様に取り組んでいます。子ども達は町内会の散歩等も通して様々な世代間交流やインクルーシブ等の体験をしています。

行事としては、交通公園での指導、電車体験、行ってみよう！弘前公園等様々な社会体験により知識を広めたほか、七夕、ねぶた祭り、餅つき、豆まき、ひな祭り等日本の伝統的な催しも体験させました。また、七五三のお祝いでは「カトリック保育園」としての特性を生かし、神父様にお祈りをいただき、クリスマス会では聖劇を通し降誕の意味を知らせ保育の充実に努めました。

この他、特別保育事業としては、障がい児保育、延長保育、一時預かりを実施しています。当園では、4月から2月まで保育園開放日を設け、育児相談にも応じています。

また、総合避難訓練では敷地内の施設と協力して実施し、消防車とともに消防士や「火消し君」(着ぐるみ)を招聘するとともに、煙体験も実施し、防災に対する意識を高めました。また、食への関心を深めるため、給食室からのお話や、食物アレルギー対応として、保護者への聞き取りをし除去食及び代替食を積極的に提供しました。

3月からは、新型コロナウイルス対策で3密を守るための対策をしました。

若葉乳児院

1 施設の設置目的

家庭に恵まれない乳幼児に、第二の家庭を提供することです。

2 定員(暫定定員)

10名(9名)

3 現員

8名(2020年6月17日現在)

4 入所者の処遇の動き

① 2019年4月1日から、小規模グループケアを1グループ実施しました。

② 2020年1月1日から、2グループ目を実施しました。

5 主な事業

① 乳幼児の入所措置児の受入れ。

- ② 乳幼児の委託一時保護児の受入れ。
- 6 主な施設・設備の整備
 - 災害が起こった時の準備のため、非常用発電機を1台設置しました。
- 7 職員の活動状況
 - ① 乳幼児の養育。
 - ② 院外・院内研修会への参加。
 - ③ 自己評価の実施。
- 8 その他、年間の主な動きなど
 - ① 前年度末に定年退職した正職員2名を、2019年4月1日付で常勤嘱託職員として継続雇用しました。
 - ② 年度後半に新型コロナウイルス流行の兆しがあったため、マスク、消毒用アルコール等の必要物資の調達に追われました。

フォスタリング事業 わかば

1 事業の目的

子どもは家庭で育てられるべきだという理念の下、青森県と本法人との間で「平成31年度里親養育包括支援事業に係る委託契約書」を交わしたので、里親コーディネーターを配置し、以下の事業を実施しました。

2 実施事業

(1) 「里親制度普及促進・リクルート事業」

- ① むつ市の「ショッピングセンター」出入口付近で、里親に関するチラシとポケットティッシュを配布しました。
- ② 青森市の「ショッピングセンター」の店内で、里親に関するチラシとポケットティッシュを配布しました。

(2) 「里親研修・トレーニング等事業」

- ① 未委託里親トレーニングを、4回実施しました。
- ② 委託里親研修を、2回実施しました。

(3) 「里親委託推進等事業」

- ・ 当院の入所児2名が、ファミリーホームへ措置変更となりました。

(4) 「里親訪問等支援事業」

- ① ファミリーホームを、2回訪問しました。
- ② 若葉・藤聖母園施設サロンを、6回開催しました。

3 研修への職員派遣

- ・ 里親コーディネーターを、研修名、「里親実践報告会～フォスタリング機関創設に向けて～」(主催・NPO 法人子ども家庭サポートセンターちば)へ派遣しました。

養護老人ホーム 藤ホーム

藤ホームは、老人福祉法に定められている養護老人ホームです。

身体が弱ってきた、一人暮らしが困難(不安)になった、住む所がない、経済的な事情など社会的な理由を含め、入所要件を満たしている原則 65 歳以上の方が措置により入所され支援を受けています。

措置施設であることに加え、一部介護保険サービスの利用が可能となり、特定施設入居者介護事業「一般(内包)型」の指定を受け、入所している介護保険サービス対象者と契約を結ぶことで、介護を提供しています。

2019 年度末、主たる事業である養護老人ホーム入所者は、措置定員 55 名に対して現員 54 名でした。内、特定施設入居者生活介護事業契約者は 15 名でした。青森市と委託契約を取り交わしている高齢者生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ 1 床)は、利用実績(依頼)がありませんでした。

入所者は、毎日のように外出される自立の方から要介護(I～V)の方まで、年齢は 65 歳から 100 歳(平均年齢 83 歳 9 ヶ月)、最長在園者は 18 年 8 ヶ月(平均在園期間 6 年 5 ヶ月)の方々がおられます。様々な事情を抱えて入所されているお一人おひとりの状態に配慮し、安全で安心できる生活の場の提供に努めています。入所者は、生活歴・生活環境・障害の有無・入所に至る経緯等複雑であり、また介護を要する方の重症化が進んでいることで、家族・関係機関との細やかな連携を心がけています。

入所者の生活面においては、平穏な日々の提供に加え、季節の移り変わりが感じられる諸行事をとおして潤いと刺激を、また園外のお食事処(和・洋・中華)に分れて、一人ひとりが好きなものを注文できる外食会を継続実施する等、暮らしの充実に努めました。年度末より感染拡大した新型コロナウイルスへの感染予防対策については、随時入所者及び家族に説明し、職員協力のもと一丸となって対応することができました。

入居者に対する整備面では、臥床時に病弱者が安楽に体位変換できる自動寝返り支援ベッド(2 台)、エアーマット(2 点)を購入したことで、褥瘡のリスク及び職員の介護負担軽減に繋がりました。夜間頻繁にナースコール音が響く為、安眠の考慮、職員の動線効率化を図りスタッフコール設備を交換しました。また快適な環境で食事を摂っていただけるよう、食堂へのツインエアコン取付、安全対策上のネットワークカメラ設置、外出時に無理なく乗降できるよう車両の交換・車椅子用福祉車両を購入しました。

施設保全では、居室棟側外壁塗装改修工事(第二期)を行い、壁の亀裂等から居室棟側

への雨漏りが見られなくなり、安心して生活できるようになりました。対応年数超過、施設・地域の電力供給系統の予防保全から高圧区分閉器交換を行いました。

養護老人ホームは身の回りのことを自身でできる方を対象とした「自立を支援する施設」です。加齢に伴い介護を要する方も年々増えていますが、無理のない範囲で自身が持てる力を活かし、意欲的に活動し続けられるよう、日常生活における関わりを心がけています。

ヘルパーステーション藤

2018年8月1日に再開したヘルパーステーション藤は、地域で生活している要介護者への介護サービス提供事業所です。リスクやハンディキャップを抱えながら地域に暮らす高齢者・障がい者が、住み慣れた地域で在宅生活を続けられるよう、養護老人ホーム藤ホーム内に事務所を置き再開しました。

介護保険法に基づいた、訪問介護事業並びに、介護予防訪問介護相当事業では、要介護・要支援状態にある高齢者に対して、心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、住み慣れた地域で自立した日常生活、社会生活を安心して営み続けられるよう、入浴・排泄・食事の介護・調理・洗濯・掃除等の家事・その他生活全般に渡る援助を行いました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいた、共生型居宅介護・共生型重度訪問介護では、障害のある方が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴・排泄・食事の介護・調理・洗濯・掃除等の家事・外出時における移動中の介護及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行える事業の指定を受けました。

当初、事務所がある戸山地区を主活動地域と考え、奥野地区までを活動範囲と想定していましたが、各居宅介護支援事業所のケアマネージャーからの依頼に合わせる形で活動圏域を広げることができました。しかし、依頼の問い合わせはあるものの、サービス提供にあたる訪問介護員が充足せず、少人数の介護員でまとまったサービス提供は困難な状況でした。

職員募集にあたっては、ハローワーク、福祉人材センターをはじめ、知人を介しての声かけ、近隣地区町内会に依頼してのチラシ回覧、市営バス停留所へのチラシ掲示を行いました。訪問介護員の就業スタイルが在宅から入所(生活)施設への常駐と変化しており、職員不足状態の改善には繋がりませんでした。

再開から1年半の間で2ヶ月程パート職員1名の雇用がありましたが、今後の人的見通しが立たず、事業所として認められる最低常勤換算数の維持が困難となり、2020年3月末をもってヘルパーステーション藤を休止としました。

2019年度においてサービス利用された利用者は22名でした。

延べサービス提供回数1,438回、介護サービス提供休止の2019年2月末時点での17名

利用者は、要支援 1…4 名、要支援 2…3 名、要介護 1…5 名、要介護 2…2 名、要介護 3…2 名、要介護 4…1 名でした。

ご利用いただいた皆様は、担当ケアマネージャーの協力のもと、別のサービス提供事業所に無事繋げて頂くことができました。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 藤の園

当園は、全室個室ユニット型の施設であり、移転改築してから 13 年が経ちました。入居定員数が長期入居者と短期利用者合わせて 66 名定員です。職員数は 58 名で、この内介護職員が 35 名、国家資格（介護福祉士）取得者数は 31 名になります。

長期入居者の平均介護度が 4.0 で、前年度と変わらず推移しております。また、長期入居者及び短期利用者の充足率は前年度より 2%程度減少し 92%台でした。充足率の減少の要因としては、一時的な人材不足があり、短期利用者の新規利用の受入れを中止したことと、長期入居者の退去後に新入居者の受入れまで期間を要した事が影響したと思います。

福祉業界では、介護職員等の人材不足が課題となっており、職員の離職防止のために待遇の見直しや調整、腰痛を緩和するための新たな介護技術の導入のため、施設長が外部研修へ参加し、今後導入を目指しています。また、処遇改善加算を更に有効的に活用するようにし、関係職員には積極的に外部研修に参加して頂き、更なるスキルアップを目指してきました。

今年度も、併設のデイサービス事業所や居宅介護支援事業所と連携し、行事等を共同開催して交流する機会も確保しました。これからも併設事業所間での情報を共有し、サービスを利用される方々へより良いサービスを提供できるように努めていきます。

地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンター藤の園

当事業所は、2020 年 2 月で開設 2 年目を迎えました。特別養護老人ホーム藤の園に併設した地域密着型の通所介護事業所です。利用定員は 18 名で、職員総数（兼務職員含む）は 10 名です。開設当初に比べて少しずつですが利用者も増え、現在登録者数 25 名となり、年間の延べ利用者数 2,170 名と前年の 6 割増の利用者数となりました。

地域に密着した事業所を目指し、戸山地区からの利用者は約 7 割と少しずつですが、地域方々に定着してきました。

利用者数が少数であることを活かし、四季折々のレクリエーションや外出行事を実施し、利用者の方々と地域に出る事で、笑顔が絶えないデイサービスになるように努めています。また、地域の中学校・高校の生徒との交流や、年に 2 回行われる戸山地区代表者、利用者、利用者家族との意見交換会など、地域に開かれた事業所になるように今後も地域包括支援

センター、居宅介護支援事業所などと協力し利用者獲得に努めたいと思います。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 弘前大清水ホーム

弘前大清水ホームは、キリスト教カトリック精神を基本理念として、利用者に対する人間尊重の待遇をもって日常生活全般を支援し、その社会的責任を果たしています。設立後47年が経過する本園は、定員80名、短期入所2名、現員80名（令和2年3月31日現在）で、平均要介護度は4.04です。

2019年度の施設利用者及び短期利用者の実績は、1日平均78.25名、ベッド稼働率95.4%でした。利用者の年齢は、最高齢者107歳を含む100歳以上2名、90歳以上28名、最低年齢者は52歳、平均年齢85.6歳です。入居者の特性として精神疾患や認知症を抱える方の占める割合が高い傾向にありますが、生活リハビリを中心に機能訓練を行うことにより、要介護度が低くなった方もおり、弘前市要介護度改善支援奨励事業に於いて利用者2名が対象となりました。

認知症を抱えている利用者が生活していく上で、怪我や事故の防止策は不可欠ですが、些細なミスが怪我や事故につながっていくこともあるため、職員による「ひやり・はっと報告」の分析・評価を行い、考えられる安全対策を打ち出し、これを周知することにより、安全体制の確立を図っています。また、転倒、転落を防止するために、超低床ベッドやコールマット、サイドコール、ベッドコール等の見守りセンサーを設置して環境を整え、リスク軽減に努めました。

利用者の殆どが施設で最期を迎えており、2019年度は21名がホームで帰天されました。利用者の日々の生活の様子から心身機能の変化や低下が見られた場合、医師と連携し、利用者の容態について、その都度家族に詳細な説明を行うとともに、利用者、家族が施設での看取りの意向を示された場合は、残された日々を穏やかに過ごせるよう、パストラルワーカーを中心に傾聴ボランティア、そして全職種が協働し、スピリチュアルケア（全ての人に対する魂“心の深み”への配慮）を根底としたターミナルケアを行いました。ここ最近では利用者、家族からホームの墓地への埋骨を希望される方もおり、入所から看取り、埋骨という人生の締めくくりまでの支援を必要とするケースへの対応も行っています。

藤聖母園デイサービスセンター

当デイサービスセンターでは、デイサービス事業（通所介護事業）、配食サービス事業（青森市から受託）、青森市介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当事業）を

柱に実施しました。

- デイサービス事業の利用定員は1日35人で、年間営業日254日、通所介護事業、介護予防通所介護事業、同相当事業の合計で、述べ利用者数6,623人(1日平均26,07人)となり前年度より利用率が減少しました。
- 年間を通してお花見会、七夕まつり、ひな飾り製作等の季節の行事や誕生会、お買い物ドライブ会等の実施、またボランティアによる歌謡ショーも定期的に開催しました。
- 青森市から受託の配食サービス事業では年間254日実施し、宅配実数は、述べ585食(一食350円)で、1日平均2.3食と前年度を下回る実績でした。
- 配食サービス対象外の方に対して、そのニーズに対応するため、「藤夕食サービス」を1食500円で提供し喜ばれました。
- デイサービスの機能訓練指導員として理学療法士を配置し看護師と合わせ3人体制で個別機能訓練Ⅰ、Ⅱの加算をとり、新たにリハビリ用の機器を購入するなど機能訓練の強化を図りました。
- ボランティアや大学の実習生を積極的に受け入れるとともに、学校教育サポーターでの中学生の職場体験受入も行いました。

藤聖母園在宅介護支援センター

当在宅介護支援センターは、老人福祉法による在宅高齢者の福祉に関する相談を24時間対応で行う事業所であるとともに、青森市中央地域包括支援センターのブランチとしての役割を果たすことを目的としています。

2019年度は各種老人保健福祉サービスに関する広報、相談対応や介護保険の代行申請、施設入所の相談、困難事例への対応等の活動を行いました。

また、ロコモ(筋肉、骨、関節等の運動器に障害が起き、歩行や日常生活に何らかの障害をきたした状態)の予防となるロコモ体操の普及啓発活動に取り組むとともに、それぞれの地域が自主的にロコモ体操を行えるよう活動リーダーの発掘・育成を行いました。

- 介護相談件数→30件 内訳：電話26件、来所11件、訪問7件(重複あり)
- 青森市主催連絡会議(9回)、中央地域包括支援センター等主催の地域ケア会議(9回)に出席
- ロコモ体操啓発活動→56回開催(勝田奥野地区、新奥野地区、筒井地区等)
- 勝田奥野地区、筒井地区の縁側事業への協力(14回)
- 地域における介護予防ネットワーク構築活動として、情報提供、資料作成、回覧板配り、ロコモ体操、脳トレーニング、敬老会健康相談コーナー、夏祭りでの介護予防活動を行いました。
- 青森しあわせネットワーク事業への対応(経済的支援ほか8件)

児童発達支援センター 弘前大清水学園

弘前大清水学園は児童発達支援センターとして児童発達支援事業の通所支援により家庭から日々通園している障がい幼児に、適切な療育環境のもとで発達支援を実施しています。さらに児童発達支援センターの役割のとして地域への支援の提供を「保育所等訪問支援事業」、「療育支援事業」、独自事業の「こども発達相談室」などを通じて実施しています。また、自立支援協議会への参加など関係機関との連携のもとに成り立っています。

児童発達支援事業の定員は30名で、45名の契約児童数でスタートしましたが、年度途中での契約解除を含め、最終的には44名の契約者数となりました。当施設では、子どもたちの集団活動を通して健全な成長を育むと主に、一人ひとりの能力、特性に応じた発達課題に対するきめ細かな支援を行うことを目的として様々な活動を行っています。

通園にあたっては、バス3台で津軽保健福祉圏域から広く受け入れをしています。年間の行事では、運動会やクリスマス会を保護者参加のもとで開催したほか、餅つき会を親の会と当学園の共同企画として取り組み、保護者との連携を強め、信頼を深める機会となりました。さらに子どもの発達支援を広く地域の関係機関が連携して取り組むことを目的としての「障がい幼児療育研究会」と「学園祭」は、施設の持つ機能を広く地域に開放する機会となっているほか、地域との交流を通して「障害児療育」に対する理解を深める大切な機会となっています。

保育所等訪問事業は、保育所等における障害児や発達が気になるお子さんが集団での活動に適応するための専門的な支援が必要な場合に当園の職員が訪問支援員として保育所等を訪問し、児童に直接的な支援を月2~3回行うものです。当年度は、3名の訪問支援員が、6名の契約児童に対して述べ123回の支援を行いました。当年度は、学園の並行通園児も1名加わり、インクルーシブに向け今後の移行支援にも期待できる成果となりました。

療育支援事業は、弘前市の子ども対象の「ひろさき子どもの発達支援事業」と広域を対象にした青森県の「障害児等療育支援事業」との2事業を展開しました。外来の「ポップ教室」は、発達の気になる段階から親子で参加できる外来の事業としてすでに20年経過し、当年度は、こども発達相談室と合わせて延べ1,129件となっています。そのほかに出張・訪問事業の形での施設外での支援も行い、商業施設のヒロロや各市町村で移動ポップ教室として地域の保健行政との連携のもと開催し、延べ件数427件となりました。さらに保育所等の職員への指導、助言を行う事業として施設支援一般指導事業、弘前市巡回サポート事業として行いました。特に弘前市の事業では、3児童発達支援センター、2児童発達支援事業所、弘前大学子どもの心の研究センターが委託を受け巡回訪問し実施しました。弘前市は、31回、市外は22件の訪問となりました。今後も地域の機関との連携を密にしながら児童発達支援センターの役割を果たすべく職員一丸となって努めていきたいと思ひます。

放課後等デイサービス事業所 やっほ〜クラブ

当事業所は、6月まで「療育支援センターおおしみず」として放課後等デイサービス事業(20名定員)と市町村地域生活支援事業の任意事業である日中一時支援(10名)を実施していました。

7月1日をもって名称変更し、『放課後等デイサービス事業所やっほ〜クラブ』となりました。さらに放課後等デイサービスの定員変更で10名定員となり、日中一時支援事業の定員5名の事業所となりました。対象児童は、小学1年生から小学6年生までの学齢期の障がいを持つ児童が対象です。7月からは、契約者は19名でスタートしました。

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与するための事業です。国で示したガイドラインに基づいて一人一人ニーズと状態に沿った個別の支援計画を元に展開されています。それぞれの放課後の活動の目標として小学生の幅広い体験を積む活動を行い中・高校生に向けての土台作りや余暇活動の拡大、充実を図れるよう段階的なプログラムを企画し、提供しています。

7月1日に開設しました中・高校生を対象にした放課後等デイサービス事業所やまびこクラブへは利用児が中学生に進学した時に移行していくことを前提によりのりを絞り、ニーズに沿ったデイサービスが提供できるよう職員、利用児が日常的に交流を深めつつ行っています。やまびこクラブとの合同の行事の年3回を実施し、保護者の参加で交流を目的にしたやっほ〜クラブの集い、合同クリスマス会、卒業・進級を祝う会を行いました。職員は、やまびこクラブ職員と共に合同での研修を進め、各人の専門性が高められるよう研鑽をつんでいます。

事業所は、弘前大清水学園と棟続きであり、平成21年から現在の建物で事業を実施しています。

放課後等デイサービス事業所 やまびこクラブ

当事業所は、2019年6月まで放課後等デイサービスを行っていた「療育支援センターおおしみず」から利用児が分かれ、7月1日に対象児を中・高校生の障がいを持つ児童が対象となる『放課後等デイサービス事業所やまびこクラブ』として設立されました。

定員は10名となり、市町村地域生活支援事業の任意事業の日中一時支援事業の定員5名で出発しました。契約者数は、26名で、対象児童は小学6年生が一部と中・高校生が中心となりました。

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための事業です。国で示したガイ

ドラインに基づいて一人一人ニーズと状態に沿った個別の支援計画を元に展開されています。放課後の活動の目標としてまずは安心してゆったりと過ごせる居場所となるようにしつつ将来に向け、先の見通しをもってきめ細かく段階的なプログラムを企画し、提供しています。分かれる前より年齢ものを絞り、ニーズに沿ったデイサービスが提供できるようになっています。2か所に分かれる前の事業所「放課後等デイサービス事業所やっほ〜クラブ」(7月より名称変更)からは、小学6年生が並行利用となり利用児が中学生になったときに完全に移行できるように職員、利用児は日常的に交流を深めつつ行っています。

行事としては保護者の参加のやっほ〜クラブとの合同の行事を年3回、交流を目的にしたやっほ〜クラブの集い、合同クリスマス会、卒業・進級を祝う会を行いました。

やっほ〜クラブ職員と共に合同での研修を進め、各人の専門性が高められるよう研鑽をつんでいます。

弘前大清水希望の家（多機能型事業所）

◎多機能型事業所（生活介護事業・就労継続支援B型事業） 定員 35名 現員 46名

- ・生活介護 定員 25名 現員 35名
- ・就労継続支援B型 定員 10名 現員 11名

◎当施設の目的

当施設は障がい者自立支援法に規定された障がい福祉サービス事業として生活介護事業及び就労継続支援B型事業を行う多機能型事業所です。

利用される方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活介護事業では、入浴・排泄及び食事の介助、創作的活動や生産的活動の機会を提供し、就労継続支援B型事業では、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っています。

○生活介護事業

生活介護事業を利用している利用者では、加齢によるADL、体力の低下、肥満等による持病等年々深刻化しており、その対応が課題となってきました。利用者の高齢化とともに保護者の高齢化も同時進行しており、施設側では、利用者の医療や健康管理等日々利用者の変化を常に観察していますが、保護者の持病等もあり在宅生活の維持に課題を抱えている家庭も増加の傾向にあります。事業所として、これらへの対応が大きな課題であり、早急な具体的な対応策が求められています。また、身体障害者も4名を受け入れています。当事業所としては、どのような障害を持っている方でも出来る限り受け入れ、全ての人に光をもたらす事が出来る事業所を目指していく必要があります。

○就労継続支援B型事業

主な作業内容としては、味噌製造・販売、(大豆栽培、収穫、分別、麴作り、味噌作り、パック詰め)リサイクル作業(ダンボール、新聞、雑誌、アルミ缶等の回収)、委託作業(除排雪、草刈り、その他)を行っています。

現在、利用者の作業工賃額は県の平均工賃額と比較してもまだまだ低い水準であり、工賃の向上を図るためにも、安定した作業の確立が急務です。

利用者の状況を考えると、工賃支給のみが就労支援の目的ではなく、利用者が社会性を身に付けるための支援も合わせて行う必要があるなど、様々な課題があるとはいえ、利用者に合わせた作業方法の確立や、作業の効率性を高める努力は常に求められます。

◎日中一時支援事業 定員 5名 現員 45名

○日中一時支援事業

日中において活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村からの委託による支援を行うものです。

障害者総合支援法により、通所施設の利用者一人当たりの利用日数が1ヶ月22日までという制限が課せられています。そのため、1ヶ月に22日以上通所している利用者は、22日を超えた分は利用できないこととなっているため、その救済のためにも実施しています。

弘前大清水希望の家(短期入所事業)

○事業概要

短期入所事業 定員4名

○2019年度の状況

今年度の利用はなかった。建物の老朽化も進み、職員体制の確保も難しいことから、翌年度は事業を休止することとしました。

ブレイエルの家(共同生活援助事業)

○事業所開設の経緯

オタワ愛徳修道女会の修道院の閉院に伴い、土地、建物の寄附の申し出があり、共同生活援助事業(グループホーム)として、平成30年11月1日より事業を開始しました。

○事業所概要

共同生活援助事業 ブルイエルの家

定員 5名 現員 4名 (2020年3月31日現在)

職員 4名 生活支援員 2名 世話人 2名

○運営方針

- ・キリスト教の精神に基づき、利用者一人ひとりがかけがえのない存在として、地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の支援、その他知識及び能力の向上のために必要な支援をします。
- ・障害のある方の居住の場所として、明るく適切な環境の下で、日々の生活の中で相互に交流し、常に利用者の意思及び人格を尊重し、自分の望む生活を実現できるように、利用者の立場に立った適切な支援、援助を行うことを基本方針とします。

○事業の運営状況

- ・8月に1名、11月に1名の方が退所し、11月に新規入居者が1名ありました。これにより定員5名に対し、現員4名と1床が空床のまま年度を終えました。
- ・体験利用が1月に1名、2月から3月にかけて1名あった。そのうち1名が、翌年度4月1日より入居することとなり、これにより翌年度は満床での事業開始の予定です。
- ・夜間も職員を配置していることから、職員の勤務体制維持に工夫を要しました。特に、土、日、祝祭日は世話人も含めてフル稼働で対応し、職員への負担も大きかったです。ただ、職員の年休取得もままならず、バックアップ施設である弘前大清水希望の家に協力をお願いし、勤務体制の維持に努め利用者支援にあたりました。

○今後の課題

- ・魅力ある活動を行い、土、日、祝祭日も利用していただき、利用率の向上を図る必要があります。
- ・職員の資質の向上を図り、常に適切な支援、援助を提供できる体制が必要です。
- ・職員相互の連携をとるために、連絡事項等の確実な伝達方法の確立し、統一した支援、援助の提供に努める必要があります。

障害児・者サポートセンター大清水

当事業所では、障害児相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業の3事業を行っています。

○障害児相談支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用する児童、又は保護者に適正な相談及び利用計画を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・障害児支援利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児、又は保護者に適正な基本相談支援及び計画相談支援を提供することを目的としています。

- ・生活全般に係る相談
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・その他、必要な相談支援等

○一般相談支援事業

入院、入所中の方への支援を行う地域移行支援、地域での生活を維持していくための支援を行う地域定着支援や日常生活の支援等を行い、社会参加と自立の促進を図ることを目的としています。

1) 地域移行支援

- ・サービス提供方法の説明及び相談
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・地域における生活に移行するための活動に関する支援
- ・その他、必要な支援等

2) 地域定着支援

- ・サービス提供方法の説明及び支援
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング
- ・地域定着支援台帳の作成及び変更
- ・緊急事態における支援
- ・その他、必要な相談支援等

藤ヨゼフハウス（共同生活援助事業）

当事業所は、利用者様の意思及び人権を尊重し、障害があっても地域の中で暮らしたい思いのある障害者に対し、地域社会の中にある共同生活住宅で暮らすために必要な食事提供、金銭管理等の支援や介護サービス包括型として障害支援区分関係無に利用者の状況に応じて生活支援員を配置するなど、軽度者及び重度・高齢者が自立生活と社会参加を目的とした支援を提供しています。

各ホームの定員は、第1ホームから第11ホームで合計定員は60名。

年度中、入居者3名、2019年度末入居利用者現員は56名。

利用者の対応については、医療ケアを必要とする利用者が増え、健康管理や緊急対応に留意し、安心して生活できるよう緊急連絡体制を強化、同時に個人の尊厳を侵害することがないよう本人を中心としたサービスを提供。利用者が抱える問題については、好ましくない行動についても否定することなく助言に関心を示すような肯定的な対応をおこなっています。

行事については、今年度も地域でのサークル活動の情報提供をおこない、余暇支援は利用者さん主体で今年は長年の希望であった大阪1泊旅行を実現しています。日帰り旅行に関してもお花見・紅葉・新年会などの利用者さんの意見を取り入れた工夫をおこなって年々参加者も増えています。当事業所の行事では納涼会やクリスマス会を実施したほか、奥野町会新年会に数名の利用者さんが参加し地域交流を深めています。

また、職員は自己の資質向上のため、各種研修については様々な分野で積極的に参加しています。

相談支援事業所 藤

平成30年6月1日より、相談支援事業所を開設し、3事業を運営しています。事業の内容は以下の通りです。対象者は、知的障がい、身体障がい、精神障がい、難病をお持ちの方（児童を含む）です。

○特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する障害者もしくは、障害児、又は保護者に基本相談支援及び計画相談支援を提供します。

- ・生活全般に係る相談
- ・サービス等利用計画の作成
- ・モニタリング
- ・その他、必要な支援等

○一般相談支援事業

障害者総合支援法に基づく、地域移行支援、地域定着支援を提供します。

1) 地域移行支援

施設入所支援、精神科病院、矯正施設等に入院、入所している方の退院、退所後の生活場所や日中活動の場所を見学、体験の機会を提供します。地域移行支援計画を作成し、退院、退所に向けてスムーズな支援を行います。(標準利用期間6カ月)

2) 地域定着支援

地域で単身生活、もしくは家族の支援が望めない方に地域定着支援台帳を作成し、相談対応、緊急時の訪問支援を行います。(標準利用期間1年)

○障害児相談支援事業

児童福祉法に基づくサービスを利用する障害児又は保護者に基本相談支援及び計画相談支援を提供します。

- ・生活全般に係る相談
- ・障害児支援利用計画の作成
- ・モニタリング
- ・その他、必要な支援等

現在は、管理者兼相談支援専門員を1名体制で行っており、登録者が増えてきたこともあり、ケース数をこれ以上増やすことは難しくなっています。また、昨年度より、児童のケースが増えてきています。

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（生活支援等事業）

(1) 事業の設置目的

2006年度より、青森県の都道府県地域生活支援事業（専門性の高い相談支援事業）として受託し、13年が経過。障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的とし、2名の職員で活動しています。

(2) 生活支援事業登録者数

年度末登録者数 身体62人、知的217人、精神165人、その他2人、計446名

(3) 登録者に対する主な支援内容

- ①日常生活上の相談に対する助言・支援 ②健康管理への助言・指導
③衣食住に関する助言・指導 ④余暇に関する助言・情報提供
⑤消費行動に関する助言・指導・支援 ⑥人間関係の調整・助言
⑦各種事務手続きへの助言・支援 ⑧緊急時の対応

(4) 手段別支援件数

区 分	登録者への支援方法					
	電 話	家庭訪問	職場訪問	来 所	他機関訪問	その他
延人員	134	36	72	74	18	54
延回数	453	44	176	116	20	76

(5) 家族と同居している利用者への生活支援実施状況

利用実人数	受診同行	年金申請	家族の相談	家庭訪問	手帳判定	GH見学
15	4	3	3	2	2	1

(6) 就労パスポート支援機関向けワークショップ（厚生労働省就労パスポート普及事業）※新規地域の就労移行支援事業所職員を対象に精神障害者雇用トータルサポーター（青森労働局）を講師に開催。

- 第1回：令和2年2月25日 青森藤チャレンジド202会議室（参加者13名）
○第2回：令和2年2月27日 青森藤チャレンジド202会議室（参加者11名）

公益事業

藤の園居宅介護支援事業所

当事業所は、平成30年2月1日に開業して、ようやく2年が経過致しました。特別養護老人ホームとデイサービスセンターに併設して活動しています。当法人内の居宅介護支援事業所の職員の方々やその他の関係機関等の方々からの指導の基、日々業務を行っています。職員総数（兼務職員含む）は4名です。

現在の契約利用者数は、要介護者32名、予防介護者3名となっており、今年度は利用者数を一定数確保して運営する事が出来ました。支援させていただいている利用者の方々には、住み慣れた地域で生活できるように、総合的な支援を行うように今後も努めていきたいと思っております。また、今後は地域で行われる行事にも参加し、地域の方々の相談や交流を行っていききたいと思います。

それと合わせて、「青森しあわせネットワーク」の拠点事業所としての役割も大切に、積極的に支援を行い、社会貢献活動の一助となるように努めたいと思います。

弘前大清水ホーム居宅介護支援事業所

当事業所は地域の方々、弘前大清水ホームを支えてくださっている多くの方々の声をうけ、平成30年3月1日に開業しました。そして2年が経過し、事業所名も周知していただき、相談件数も前年度比2.5倍と増加しており、少しずつではありますが地域に根ざしてきていると実感しています。

地域の困っている方と一緒に解決策を見つけ出せるよう、相談窓口として相談しやすい環境づくりに取り組みながら活動しています。

在宅の方の困りごと相談で多く見られたのが、昨年度同様、すぐにでも老人ホームへの入居を希望される方や、家族の支援が必要であるケース、老人ホームと在宅の中間施設の必要性を問う声と多様でした。また、必要な支援と家族の希望との間に差異が生じることもあり、家族の声だけを聞いて支援は出来ない現実に向き合わされました。市職員からもアドバイスをいただくことが多く、学びが多かった一年でした。

対応が困難な事例については、関係者の現状や要望の整合性の確認に時間を要し、地域包括支援センターに相談しながら対応しています。

今後も地域ケア会議・研修への参加や各事業所との情報交換会等でネットワークづくりに努め経験を積み、地域の中へ入っていくことができるよう取り組んでいきます。

藤聖母園居宅介護支援事業所

当事業所は、介護保険制度の居宅介護支援事業者として、要介護認定の申請代行、居宅介護サービス計画の作成、介護保険サービスの紹介、介護保険サービス事業者との連絡・調整、福祉用具の購入や住宅改修に関する相談、介護保険施設への入所相談、市町村の福祉サービスの紹介等を行っています。

居宅介護サービス計画作成件数については前年度に比べ、述べ108件の増となりました。

要支援に認定された利用者については、他法人の「介護予防支援事業者（地域包括支援センター）」に担当を引き継ぎますが、そのうち当事業所で担当していた方については引き続き担当しております。

また、地域包括支援センターで関わり要介護認定となった方についても、当事業所の圏域である奥野地区や藤聖母園デイサービスセンターの利用者は当事業所で担当させていただいています。

- ・2019年度居宅介護サービス計画述べて作成数 → 1,135件
- ・介護予防プラン委託契約先
 - 青森市中央地域包括支援センター
 - 青森市地域包括支援センターみちのく
 - 青森市南地域包括支援センター
 - 青森市東青森地域包括支援センター
- ・職員配置
 - 所長1名（兼務）、管理者（主任介護支援専門員）1名、
 - 主任介護支援専門員 2名

青森藤チャレンジド就業・生活支援センター（雇用安定等事業）

（1）事業の概要

2006年度より、厚生労働省の委託事業として青森労働局から指定を受け、13年が経過。障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、就労を希望する障害者や企業等で働く障害者に対して必要な指導・助言その他の支援を実施した。また、雇用保険二事業として、障害者の受け入れ事業所からの相談にも対応しました。

2019年度は新規事業として、生活困窮者等支援事業（全国334センターのうち47センターが受託）を受託し、担当職員を1人配置。加えて新規の研修事業実施回数が前年度の3倍（18回実施）となったため、業務が軌道に乗るまで時間を要しましたが、国からセンターの取り組みについて好事例として提出を求められるなど評価を得る結果となりました。

（2）支援活動の内容（就業支援員4人配置）

①支援対象障害者登録数	446人（404）	④就職件数	46件（51）
②支援件数	1,687件（2991）	⑤事業主支援	124事業所（155）
③実習等斡旋件数	55件（72）	⑥職場訪問支	498件（699）

※括弧は前年度実績

（3）会議・研修会開催実績

○事業連絡会議	：①6/27（114名）	②12/17（84名）	
○在職者交流会	：①8/1（15名）	②12/23（14名）	③④中止
○ピアサポーターを活用した交流会（新規）	：①12/6（27名）	②2/19（27名）	
○中小企業担当者向け交流会（新規）	：①10/11（30名）	②1/17（29名）	
○くらし・仕事よろず相談会（新規）	：①9/27（5名）		
○支援ノウハウ移転事業（新規）	：	①厚労省事業説明・意見交換：6/11（21名）	
	②事業説明：6/27（114名）	③困窮制度勉強会：8/2（10名）	

- ④通勤困難勉強会：9/18（25名） ⑤県制度説明・実践報告：12/17（84名）
- ⑥事業所見学会：1/16（9名） ⑦他法人職員向け勉強会：2/21（24名）
- ⑧中止
- 事業所見学・意見交換会：①5/28 ヤマト運輸（20名） ②6/5 新田自動車工業（12名）
- ③9/4 東洋建物管理（34名） ④10/3 株式会社いしおか（19名）

収益事業

収益事業 法人本部

（東京アフターケアハウス）

- 1 東京アフターケアハウスについては、土地建物の有効活用の立場から今後とも活用していきたいと考えています。

（東京アフターケアハウス改修工事）

- 2 東京アフターケアハウスについては平成 29 年 7 月から 8 月にかけての異常気象により昨年は緊急的の応急措置で対応してきたが、入居者が退居したのを機に人のいない状況で調査したところ、建物の老朽化による床下から天井に至る部分に不具合や補強又は改修箇所も見つかри、速やかに工事をする必要から当面平成 31 年 1 月 15 日から年度内の完成を目指し約 1,389 万円で契約（株式会社共栄建設不動産）を締結しました。その後、追加工事が必要となり、工事期間は 2019 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 までとし、約 235 万円で契約（同共栄建設不動産）を締結しました。工事の完成後、入居者が中々決まらなかったが 2020 年 3 月下旬に入居者が決まり、今後は月額 14 万円ずつ入金される見込みです。

（今後の取り組み）

- 3 今後、東京アフターケアハウスの役割と必要性が求められるようになったときは、当法人としては速やかにこれに対応するようにしたい。

※ 公益事業 藤の園居宅介護支援事業所、弘前大清水ホーム居宅介護支援事業所、藤聖母園居宅介護支援事業所は経理規程事業区分では社会福祉事業に併設しているため、社会福祉事業として取り扱いしています。